

美馬地区廃校施設利活用事業 事業者提案募集要項

[平成30年5月]

第2次募集

【応募】

募集期間は平成30年 5月 7日(月)から 6月29日(金)までです。申請された書類に基づき資格要件の審査及び事業内容等のプレゼンテーション審査を行い、採択者を決定します。なお、随時その審査と協議を行うこととしますので、募集施設に計画が全て採択された場合は、終期を迎える前に募集を締め切ることとなります。ご了承ください。

【提出・問い合わせ先】

美馬市市民環境部ふるさと振興課

- 住 所 : 〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
- 電 話 : 0883-52-8009
- F A X : 0883-55-0680
- E - mail : furusato@mima.i-tokushima.jp
- 受付時間 : 8:30~17:15/月~金曜日(祝日を除く)

【その他】

本募集要項のほか、応募申請書等を、美馬市のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

既に、第1次募集による提案が実行されている場合がありますので、書類作成及び利用希望施設記載前に、利用可能施設であることを充分確認してください。問い合わせ先は、末尾に記載しています。

1 趣 旨

本市では、児童・生徒数の変化に対応した学校施設の適正化を図る観点から「美馬市学校再編計画基本構想」（平成23年3月）及び「同実施計画」（平成23年6月）を策定し、学校施設の再編を計画的に推進しています。

また、「美馬地区廃校施設利活用方針」（平成29年3月）を策定し、少子高齢化や人口減少といった問題に直面する各地域コミュニティを支える機能が発揮されるとともに、廃校施設の利活用が雇用の創出をはじめ、地域の活性化につながるよう、利活用の基本的な方向性を示しています。

そのことを踏まえ、本市では、地域コミュニティの利用に配慮しつつ、廃校施設（教室棟、体育館等）を利活用して雇用の創出及び地域活性化に寄与する事業を提案実行する事業者等を広く募集することとしました。本募集要項は、事業提案の募集にあたり必要な事項を定め、本市の継続的な発展に寄与する民間活力等を生かした具体的な提案を広く求めるものです。

2 廃校施設利活用事業の概要

(1) 事業の位置づけ

廃校施設利活用事業は、活用主体が廃校となった学校施設を利活用して事業等を行うものです。利活用する廃校施設は、美馬市から活用主体に対し、契約書の締結により使用を許可します。

(2) 事業提案を募集する廃校施設

事業提案を募集する廃校施設は別紙「廃校物件説明書」のとおりです。なお、一部の部屋のみ使用許可を受けて活動することも可能です。

※ 選択される施設によっては、第1次募集次の計画が進行途中のものがあります。そのため、今回の第2次募集では、その施設についての応募はできませんので、注意してください。

なお、その確認は、「9 問い合わせ窓口・連絡先」までご連絡ください。

(3) 廃校施設の使用料

○廃校施設の使用料は、無料とします。

（但し、今後の法整備及び社会情勢の変化等により、有料となる場合があります。その場合の金額は、本市と活用主体とが協議し合意の上、契約締結によって定めます。）

○活動するために必要な実費（光熱水費、浄化槽点検料・電気施設保安点検委託料・清掃関係委託料等の共益的経費分）相当分は、占用面積及び使用量、使用人数等に応じて案分して負担していただきます。

○活用主体が施設を利活用するために必要な改修費用については、原則活用主体自己の負担とします。

（改修が、地域運営主体等共用部分の改修については、応分負担のみとする場合があります。）

○廃校施設は、建築基準法上「学校施設」として建築されていますので、用途変更にかかる施設改修が必要となる場合があります。その費用負担についても、原則活用主体の負担とします。（改修のいらぬ「用途変更」のほか、計画どおりの改修ができない場合もあります。）

(4) 使用期間

○廃校施設1箇所あたりの使用契約期間は、原則5年とします。

（但し、活用主体の事業内容及び目的、その他特にやむを得ないと認められる事由がある場

合は、5年未満の使用も応募可とします。応募用紙提出前に、お伝えください。）

3 応募の手順

(1) 廃校施設の見学

対象となる廃校施設について、随時見学を受け付けています。見学を希望される場合は、次の事項をファクシミリ又は電子メールにて市民環境部ふるさと振興課まで連絡してください。なお、日時等については、都合により調整をする場合がありますので、必ず電話連絡等で確認してください。

- ① 見学を希望する団体名及び担当者の氏名・連絡先
- ② 見学を希望する人数
- ③ 見学を希望する廃校施設
- ④ 見学を希望する日時（なるべく候補を複数あげてください。）
- ⑤ 検討している利活用方法

【廃校施設見学希望連絡先】

電話番号：0883-52-8009

ファクシミリ：0883-55-0680

電子メール：furusato@mima.i-tokushima.jp

※ 件名は、「【廃校施設見学希望】廃校施設利活用事業」としてください。

(2) 質問の受付

廃校施設の利活用に関する質問や相談を随時受け付けています。所定の様式（様式第6号）により質問書を作成し、ファクシミリ又は電子メールにて市民環境部ふるさと振興課宛に送付してください。質問については、質問者に対して受付から1週間以内に回答するとともに、美馬市ホームページにおいて質問内容及び回答を公表（事業者名等は非公表）します。

【質問書送付先】

ファクシミリ：0883-55-0680

電子メール：furusato@mima.i-tokushima.jp

※ 件名は、「【質問書添付】廃校施設利活用事業」としてください。

(3) 応募の方法

本要項「4 提出書類」に定める提出書類一式（原則A4版、A3版は折込）正本1部を郵送、宅配又は持参により市民環境部ふるさと振興課まで提出してください。

応募の受付の日時、場所は次のとおりです。

- ① 受付期間 平成30年 5月 7日（月）～ 6月29日（金）まで
- ② 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝祭日は除く。）
- ③ 市民環境部ふるさと振興課（本庁舎北館2階）

※ 郵送の場合は配達記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。また、封筒に「廃校施設利活用事業提出書類在中」と記入してください。宅配及び持参の場合は、受付終了日午後5時15分までに到着したもののみ有効とします。

※ 利活用提案受付対象施設に対する申請多数等により、対象施設がなくなった場合は、終りを待たずに受付を終了する場合があります。

(4) 応募後の辞退

応募後に辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を市民環境部ふるさと振興課に提出してください。

4 提出書類

(1) 事業提案に関する提出書類

- ① 廃校施設利活用事業提案書（様式第1号）
- ② 廃校施設利活用事業計画書（様式第2号）
- ③ 事業者概要書（様式第3号）
- ④ 提案に係る誓約書兼照会承諾書（様式第4号）
- ⑤ その他利活用事業提案の説明に必要な資料等

(2) 応募者に関する提出書類

応募者の区分に従って下表に定められた書類を提出してください。

なお、応募者の状況によって、別の書類への代替や提出を免除する場合がありますので事前に御相談ください。

応募者の区分	法人	(任意)団体	個人
存在・履歴を証明する書類	①定款 ②登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) ※ 発行日から3月以内のもの ③役員等の名簿	①定款、規約等 ②役員等の名簿	①住民票の写し (一部) ②履歴書
財務状況を証明する書類	①法人事業報告書、貸借対照表、損益計算書(直近1年分) ②管轄税務署で発行した納税証明書(様式その3の3)、国税、県税及び市税の完納証明書 ※ 発行日から3月以内のもの	①財務諸表等 (直近1年分)	①所得課税証明書 (直近1年分) ②国・市税の完納証明書 ※ 発行日から3月以内のもの

※ 法人設立手続中の場合は、上記に準じた書類とし、設立予定時期、定款案等準備状況が明らかとなる書類を提出してください。また、財務状況を証明する書類としては、金融機関が発行する預貯金の残高証明、融資証明等を提出してください。

5 応募の条件

(1) 応募者の条件

廃校施設利活用事業に応募できる者は、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 提案した事業を自ら実施する法人、団体若しくは個人（複数の法人・個人が共同で提案する場合は、代表法人・代表者を定める。）であること
- ② 次の項目のいずれにも該当する者であること
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと
 - (イ) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと
 - (ウ) 美馬市建設業者等入札参加資格停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと
 - (エ) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと
 - (オ) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員（役員として登記

- 又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、美馬市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3項に規定する暴力団員等(以下「暴力団関係者」という。)でない者又は役員等が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- (カ) その他、利活用の実施主体として適当であると市長が認めること

6 事業者提案の審査

(1) 審査体制

応募者から提出された事業提案について、市職員等で構成する「美馬地区廃校施設利活用候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の審査を経て利活用候補者を選定します(ただし、審査の結果、利活用候補者の選定がない場合もあります)。

(2) 審査方法

事業者提案内容について、まず各施設で進行中の「第1次計画」に影響が出ないかの協議を行います。(地域協議会を交えた協議となります。)それに支障がないと判断された場合、プレゼンテーションを実施し最終審査を行います。詳細については、案件個別に御連絡します。

- ① 日 程 提案書類提出後、随時(内容によっては、期間を要する場合があります。)
- ② 場 所 美馬市役所内の会議室
- ③ 内 容 (ア) 事業提案書の内容説明(25分以内)
(イ) 質疑応答10分程度
- ④ 出席者 説明者3人以内
- ⑤ その他 欠席又は遅刻した者は失格とします。

(3) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は次のとおりです。

審査項目	審査基準	配点
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的、内容に妥当性があるか ・ 事業計画の妥当性、実現性があるか ・ 事業スケジュールが適正であるか ・ 本市の政策との整合性がとれているか ・ 地域のニーズとの乖離がない業態であるか ・ 市民生活の質の向上に貢献しているか ・ 地域特性を活かした内容であるか ・ 地域活性化に貢献しているか ・ 施設の利活用にどの程度貢献できているか ・ 事業による波及効果があるか ・ 市に費用負担等を求める場合、その妥当性があるか ・ 関係法令への対応ができていないか ・ 雇用の創出が図られる事業であるか 	60点
事業実施者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施者としての適格性 ・ 事業実施者の組織力 ・ 事業の推進体制 ・ 提案事業の経験、実績など 	40点
合 計		100点

(4) 利活用候補者の選定・通知

選定委員会による採点の結果を踏まえ、本市が利活用候補者を選定します。なお、審査の結果、利活用候補者なしとする場合もあります。

審査結果については、審査結果報告書の郵送をもって応募者に通知します。

審査の経過に関する質問及び結果に対する異議の申立ては、受け付けないものとします。

7 選定後の取扱い

(1) 地域説明会の実施

利活用候補者は、地域協議会に出席し、必要がある場合はプレゼンテーション方式などにより事業内容を説明し、周辺地域の理解を得るものとします。地域協議会の開催日程は、市が関係者と調整の上決定します。

(2) 使用に関する契約の締結

利活用候補者として選定され、地域協議会との調整及び必要な手続き等が完了した場合、市との間で廃校施設の使用に関する契約を締結するものとします。

(3) 決定の取り消し

市は利活用候補者として選定された事業者が、その事業執行に関して次のいずれかの項目に該当した場合、決定の取り消しができるものとします。

- ① 応募者資格や提出書類の内容に虚偽や不正があった場合
- ② その他、決定を取り消すに相当の理由があると認められる場合

(4) 売却について

利活用候補者が施設の取得を希望する場合は、利活用事業の内容に応じ、個別に協議し、売却の可否や売却の条件を検討するものとします。

8 その他の事項

- ① 提出書類の作成及び送付に要する費用等は、応募者の負担とします。
- ② 提出された書類は返却しませんので、応募者で必要に応じて写し等を保管してください。
- ③ 提出書類等に記載された個人情報、本選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しません。
- ④ 利活用計画に「施設改修」を含む場合であっても、建築基準法上の制約等が発生した場合は、改修計画の変更又は事業計画の変更を指示することがあります。
- ⑤ 本要項に定めがない事項については、当事者間での協議のうえ、決定します。

9 問い合わせ窓口・連絡先

美馬市 市民環境部 ふるさと振興課 担当：山川
〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地（本庁舎2階）
電話番号：0883-52-8009
ファクシミリ：0883-55-0680
電子メール：furusato@mima.i-tokushima.jp